

提案

「変革2027」の実現に資する 就業規則等の改正について

提案内容について

これまで「変革2027」の実現に向けて、業務改革、働き方改革、職場改革の3つの改革に取り組むとともに、組織再編及び柔軟な働き方の拡大等により融合と連携を進め、構造改革を着実に進展させてきた。このような状況を踏まえ、社員一人ひとりの意欲やチャレンジにより一層応えることで社員の成長を後押しし、「変革2027」の実現に向けた取組みをさらに加速できるよう、以下のとおり就業規則等の改正を行う。

1 期末手当における成率（増額）の見直し

成積率（増額）は、調査期間内における勤務成績に応じて、勤務成績が優秀な者に対し 20/100、15/100、10/100、5/100 及び 3/100 のいずれかを適用する。なお、勤務成績が極めて優秀な者には、30/100 又は 25/100 を適用することがある。

現行	改正
15/100増	30/100増
10/100増	25/100増
5/100増	20/100増
	15/100増
	10/100増
	5/100増
	3/100増

2 基本給の調整の見直し

- 社員が賃金規程第30条第3項に定めるいずれかの発令又は業務内容によりその該当する区分が2以上に達した場合又は、車両、施設及び電気の区分の者のうち別に定める資格等を取得した場合、基本給額に2,000円を加える基本給の調整を廃止する。
- 移行措置
 - 令和6年3月31日現在において前号の適用対象者のうち、前号の基本給の調整の適用を受けていない者の基本給額に2,000円を加える。（適用対象者とは初任給表第2の適用者（総合職）および本人の責に帰すべき事由に伴う発令区分の変更を受けた者）
 - 賃金規程第13条第1号に規定する初任給表1、第14条第1号及び同条第3号に規定する初任給額に2,000円を加える。

3 勤務種別の見直し

- 日勤勤務については、会社が指定する者に適用する。
- 日勤勤務については、変形勤務の労働時間数、拘束時間数及び1日当たり労働時間数に10分を加えた勤務種別を指定することがある。
（対象箇所＝設備技セ・技セ・工事区）

【現行】	【改正】
1日の労働時間 (年間総労働時間)	1日の労働時間 (年間総労働時間)
7時間30分	7時間40分
(1882時間30分)	(1863時間00分)

4 日直手当及び宿直手当の見直し

日直手当及び宿直手当の支給額を次のとおりとする。

職名等	現行支給額/1回	改訂支給額/1回
医師	¥11,500	¥12,500
薬剤師の業務を行う者	¥6,200	¥7,200
その他の社員	¥5,600	¥6,600

5 テレワークの取扱いの見直し

フレックスタイム制を適用する社員がテレワークを行う場合、就業規則第81条第3項第3号の規定にかかわらず、テレワークを行った後に異なる箇所で勤務する場合の往路の時間数及び勤務した後に異なる箇所でテレワークを行う場合の復路の時間数は、業務を命じた場合を除き、それぞれ労働時間に算入しないこととする。

6 その他

- 就業規則第65条の規定に基づき明示した公休日及び特別休日として指定することを予定している日を勤務指定の際に変更する取扱いの見直し
- 「一旦指定した勤務及び休日等の取扱いについて（平成10年4月2日 本人第1号通達）」第3項第3号に規定する例外的な取扱いの見直し
- 通勤手当における併行した自社線以外の交通機関の利用に関する見直し
（併行した自社線以外の交通機関を利用することにより、出勤・帰宅時の通勤時間が15分以上短縮できる場合の利用を認める）

